

○事務局長 それでは、ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席をお願いいたします。本日は全員出席ですので、会議は成立をいたしております。それではただいまより令和4年度第12回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開会に当たりまして、会長、ご挨拶をお願いいたします。

○議長 （会長挨拶）

○事務局長 はい、ありがとうございました。それでは会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、これから先は会長よろしくをお願いいたします。

○議長 はい。それでは座らせていただいて進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に、6番の川越委員、7番の源島委員を指名いたしますよろしくをお願いいたします。日程第2、議案第34号、「農地法第3条第1項の規定による許可の取消願に対する可否決定について」を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、1ページ目をお開きください。日程第2、議案第34号、農地法第3条第1項の規定による許可の取消願に対する可否決定について、下記のとおり許可処分を行った農地の権利移動、移転等について、許可の取消願があったので、可否について意見を決定するものでございます。

（2件の申請について説明）

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○3番委員 3番、本田です。この、持ち主のAさんと、Bさんとなっておりますけど、これは田んぼの持ち主が違うわけでしょうね。

○係長 はい、一応同じ、ご家族の方ではありますけど、所有者がそれぞれ別々ということになっております。

○議長 ほかにございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして日程第3、議案第35号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、3ページ目をお開きください。日程第3、議案第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地の権利移転等に

ついでに許可申請があったので、許可不許可についての意見を決定するものでございます。

(4件の申請について説明)

以上ご審議のほう、よろしく申し上げます。

○議長 はい、続いて、事前調査の報告をお願いいたします。

○14番委員 はい。14番。14番中申です。議案第35号、農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回4件の申請がありましたが、昨日2月9日に、10番中村委員、13番尾方委員、14番私で調査いたしました。番号1の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に、規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。以上です。

○10番委員 10番、中村です。調査報告をいたします。前日の2月9日に13番、尾方委員、14番、中申委員と私で調査いたしました。番号2の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となります。許可の判断につきましては農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には、該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は、妥当であるとの協議の結果でございました。以上です。

○13番委員 引き続き番号3の申請につきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は、妥当であるとの協議結果でございました。

○10番委員 10番、中村です。調査報告をいたします。前日2月9日の日に、13番、尾方委員、14番、中申委員と私で調査しました。番号4の申請につきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となります。許可の判断につきましては農地法第3条第2項に規定する、許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議の結果でございました。以上です。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について、何かご意見はございませんか。

○6番委員 はい、6番。すみません、関係性っていうのを説明していただきたいんですけど、例えば、1番の方とか、2番の方、3番とか4番はもしかしたら、推測しますに、親子で経営が変わられるのかなと思います。1番の方は、遠くにいらっしゃるのの上原さんのほうに譲られるっていうのかなと思うんですが、2番の方のお名前が違うので、ちょっと。関係性を教えていただければと思います。

○議長 はい事務局、お願いします。

○係長 はい、事務局。番号1の方につきまして、Cさんは以前、多良木にいらっしゃった方
でございまして、Dさんのすぐ近くに住んでいらっしゃったということございまして。今、
既に町外に移られておられまして、今回その方の農地を、買われたということございま
す。続きまして、番号2の方につきましては、こちら名字は違いますけれども、親子関係
でございまして。続きまして、番号3ですけれども、こちらにつきましては、詳しい相関まで
分かりませんが、親戚関係になるということございまして。続きまして、番号4で
ございまして、こちら、今回の申請物件は2筆ございまして、こちらが特に畦畔等
なく、既に1枚の状態となっております。その関係で合わせて、購入されるということに
なったということございまして。以上です。

○議長 よろしいでしょうか。

○6番委員 はい、ありがとうございます。

○議長 ほかに何かございせんか。はい、どうぞ。20番。

○20番委員 それぞれ対価を教えてください。

○係長 それでは、対価ということございまして、

(4件の対価について説明)

以上です。

○議長 はい、よろしいでしょうか。ほかに何かご意見はございせんか。ないようでしたら
お諮りいたします。本件について、ご異議はございせんか。無いようでしたら、はい。
異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第4、議案第
36号、「多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。
本件については、議事参与の案件がございまして、舟守委員、武藤委員、本田委員、中
村委員は退席をお願いいたします。それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○係長 はい。それでは9ページ目でございます。日程第4、議案第36号、多良木町農用地利
用集積計画に対する意見決定についてということで、令和5年第2回多良木町農用地利
用集積計画を定めることにつきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、
別紙計画書について、2月3日付けで、多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求め
られております。それでは、今退席されました。議事参与の方の集積計画について、ご説
明をいたします。別冊の集積計画書をご覧ください。

(議事参与者分を説明)

以上で説明終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。無いようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。はい。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたします。入室をお願いいたします。それでは残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。はい事務局。

○係長 はい。それでは、1 ページ目をお開きください。残りの案件についてはこちらの総括表でご説明をいたします。

(残りの案件を説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、残りの案件について、何かご意見はございませんか。無いようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして日程第 5、報告第 13 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について」を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、それでは、10 ページ目でございます。日程第 5、報告第 13 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和 4 年 12 月 17 日から令和 5 年 1 月 25 日までの分となっております。こちらの報告につきまして、解約後の農地の所有者等の耕作者等の報告のみに代えさせていただきます。

(合意解約 24 件の説明)

以上で報告終わります。

○議長 はい。ただいま、事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。

○2 番委員 先ほど、10 ページの 1 番ですね、E さんが、公社を通して田んぼを購入ということですけど、これは以前から農業委員を通してっていうか、担当の方がおられると思うんですが、そういったことを通してこういうふうに出ているのか、それとも個人的になって、個人的に売買契約を結んで、農業委員に持ってきているのかということをお教えいただければというふうに思っております。

○議長 はい。これはですね、私が担当でございますのでお答えをしたいと思います。F さん、これは以前から私のほうに、売買の相談と申しますか、そちらのほうはありました。売買の相談がございましたが湯前の G さんという方に借りて作っていただくということで、その時点では利用権設定をしていただいております。将来的には売りたいという方向は持って

おられたようでしたが、それから本人のほうで、Eさんのほうにお話を持って行かれたということです。それでもう相対で決めてこられましたので私の方はそれで、受け付けたということです。それからHさんについては、もう個人の方で、見つけられてEさんにつながれてFさんとHさんは親戚関係でもございまして、そういうふうな話も行ったのかもしれませんが、本人で相対です、交渉されて、売買に至ったということです。よろしいでしょうか。

○係長 補足ということさせていただきます。Eさんでございますけども、町農業委員会としては、Eさんを、その売買相手方として、どうですかという話は一切行っておりません。農業委員会にこられるときは、ご本人さんがEさんと連絡を取り合った後にも農業委員会の方に、Eさんが買っていただくことになったからということで、事後報告でございます。農業委員会の方からの斡旋は、全く行っていないことを報告させていただきます。

○議長 ほかに何かございませんか。無いようでしたら報告第13号はこれで終わります。続きまして、日程第6、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。まず、次回の事前調査を3月の9日、木曜日、午前9時から行います。調査委員に、2番の田島委員、16番の塩塚委員、17番の松岡委員を指名いたしたいと思いますが、お三方、ご都合はよろしいでしょうか。

○お三方 はい。

○議長 はい、よろしく願いいたします。総会を3月の10日金曜日、午前9時から行います。よろしく願いいたします。場所は役場二階の庁議室です。以上で本日提案された議案の審議及び報告事項は終了致しました。議事録については支障のない範囲で整理させていただきます。ことをご了承ください。

○事務局長 はい。これをもちまして令和4年度第12回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。お世話になりました。

以上会議の顛末に相違ないことを称する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記